

防犯灯に関する補助金の手引書

(設置費補助金・維持管理費補助金)

担当：富士市 市民安全課 防犯交通安全担当

(令和4年4月1日発行)



～目次～

全防犯灯のLED化へ向けた計画と補助金の積極的活用について	—	P 1
安全点検及び開発行為に関するお願い	—————	P 1

設置費補助金

1. 富士市LED防犯灯設置費補助金の概要	—————	P 2
2. 設置費補助金申請から交付までの手順	—————	P 2～3
3. 設置費補助金申請における注意点	—————	P 3
4. 更なる工事費の削減のために	—————	P 4
5. 補助限度灯数について	—————	P 4
6. 富士市防犯用街路灯設置基準	—————	P 5

維持管理費補助金

7. 富士市防犯用街路灯維持管理費補助金申請について	—————	P 6
----------------------------	-------	-----

全防犯灯のLED化へ向けた計画（10年計画）と補助金の積極的活用について

富士市では、防犯灯の省エネルギー化を推進するため、平成27年度から10年間（令和7年3月末まで）で、市内に約2万灯ある全防犯灯の総LED化を目標とし、設置費補助金事業を実施しています。

蛍光灯照明器具は、大手メーカー各社が生産中止もしくは生産終了を表明しており、今後さらにLED化が加速するものと思われます。各町内会におかれましては、本補助金を積極的に活用し、防犯灯のLED化を推進していただきますようお願いいたします。

安全点検及び開発行為に関するお願い

- ・独立柱を含めた防犯灯の安全点検を、年に1度実施するようにしてください。
- ・開発行為による宅地分譲が予定される場合、市は開発業者に対し、防犯灯の設置個所や灯数等について町内会と協議し、設置後、管理を町内会へ移管するよう指導しています。開発業者との協議及び次期役員への引継ぎをお願いいたします。

1. 富士市LED防犯灯設置費補助金の概要

当補助金は、町内会（区）が、

器具をLED防犯灯に取替える 及び **LED防犯灯を適正な場所に新設する**

ことに対し、設置費の一部を補助するものです。

※取替えの場合、部品等の部分的な修繕や交換は補助の対象となりません。

上限額

(令和4年度)

共 架 式	独 立 式
・既存の防犯灯をLED防犯灯に取替える ・既存の電柱等にLED防犯灯を新しく設置する	新たに柱等を設置した上で、LED防犯灯を設置する
補助額（1灯につき） 11,000円	補助額（1灯につき） 22,000円

※補助金額は年度により変更する場合があります。

2. 設置費補助金申請から交付までの手順

富士市LED防犯灯設置費補助金を受ける場合は、まず、市へ補助金申請をしていただきます。

市が審査や現地調査などを行ったのち、補助金交付決定通知書を郵送しますので、決定通知書が届いてから工事に着手してください。

❶ 申請前および補助金交付決定通知書の到達前に工事を行うと、補助金は交付できません。

【補助金申請から完了までの流れ】

補助金申請



現地調査
審査



交付決定



次ページへ

下記書類（①～③は必須）を市民安全課へ提出

① 富士市LED防犯灯設置費補助金交付申請書（第1号様式）

※この手引書に同封しています。市ウェブサイトでもダウンロードが可能です。

② 見積書の写し

・業者が作成した、設置する防犯灯の灯数分の見積書の写し
(例：3灯設置する場合、3灯分の工事が記載されている見積書)

③ 設置位置図

・電柱に設置する場合は記号番号を記入してください
・「新規設置」と「取替」の区別も明示してください

④ 写真

・申請箇所の防犯灯を撮影した「写真」又は「画像」を添付してください
・写真はL判サイズ、デジカメ等で撮影した画像はA4用紙に印刷してください
・写真の例（イメージ）は次ページを参照してください

申請について

・「写真」又は「画像」が無い場合や、写真等では現場状況が判別できない場合は、現地調査を行うため交付決定に時間がかかります。

・申請書類の提出は、各地区まちづくりセンターでも受付可能ですが、金額、灯数等の訂正がある場合、市民安全課まで来課していただく場合があります。

写真について

写真は、設置しようとする防犯灯がどこを照らすか分かるように、

①電柱と付近の家等が写っている写真と**②既存の防犯灯と柱番号のアップ写真**

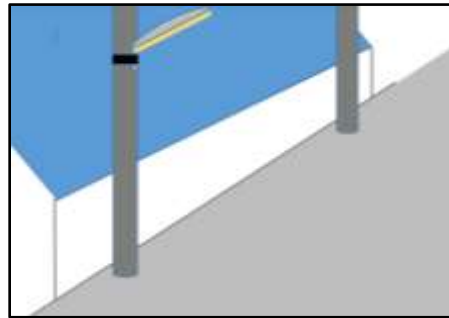
の計 2 枚の提出が必要です。（新規設置の場合は、①の 1 枚でも可能です）

・写真は防犯灯等が確認できるように撮影してください。

※縦、横で統一する必要はありません

・写真②について、防犯灯と柱番号が 1 枚に収まらない場合は、2 枚に分けて撮影していただいて構いません。

写真の例（イメージ）



①電柱と付近の家等が写っている写真



②既存の防犯灯と柱番号のアップ写真

工事着手

完了報告

補助金交付

事業完了

完了報告

工事完了の際は、下記書類を市民安全課へ提出（全て必須）

① L E D 防犯灯設置完了報告書（第 3 号様式）

※市から交付決定通知書を発送する際に、同封されます。

② 「請求書」又は「領収書」の写し

・業者が作成した「請求書」又は「領収書」の写し

③ 設置後の写真又は画像

・工事を行った全ての防犯灯について、設置後の①及び②の計 2 枚

・写真は L 判サイズ、デジカメ等で撮影した画像は A4 用紙に印刷してください

3. 設置費補助金申請における注意点

・申請前及び補助金交付決定前に工事が完了した防犯灯は、補助の対象になりません。

防犯灯の故障等、緊急を要する場合は、必ず事前に市民安全課までご連絡をお願いします。

・補助金の予算が無くなり次第終了となります。

・申請を受けてから交付決定通知の送付までに、通常 1 週間から 2 週間程度かかります。

年度初めは、短期間で申請が集中するため、更にかかる場合があります。

・現在設置されている全ての防犯灯が補助対象となるとは限りません。

対象となるのは、市の設置基準（5 ページ参照）に適合するもののみです。

・工事が完了次第、必ず電力契約変更手続きを行ってください。

設置が完了しても、契約変更をしないと電気料金が安くなりません。工事を行った業者を通じ、必ず契約変更を行ってください。

4. 更なる工事費の削減のために〈スケールメリット〉

1 灯ずつ工事するよりも、複数灯をまとめて行うほうが、1 灯当たりの工事費が安くなる場合があります。費用負担を少しでも軽減させるため、近隣町（区）の防犯灯取替工事を同時に 1 つの業者に依頼するといった共同申請も可能としています。

5. 補助限度灯数について

全ての町内会（区）に対して平等に助成を行うため、各町内会（区）で管理している防犯灯の灯数（管理灯数）の 1 割を補助の上限（限度灯数）としています。

各町内会（区）の管理灯数は、前年度における富士市防犯用街路灯維持管理費補助金の申請実績から算出します。

【補助限度灯数早見表】

管理灯数	限度灯数	管理灯数	限度灯数	管理灯数	限度灯数
1～10	1灯	91～100	10灯	181～190	19灯
11～20	2灯	101～110	11灯	191～200	20灯
21～30	3灯	111～120	12灯	201～210	21灯
31～40	4灯	121～130	13灯	211～220	22灯
41～50	5灯	131～140	14灯	221～230	23灯
51～60	6灯	141～150	15灯	231～240	24灯
61～70	7灯	151～160	16灯	241～250	25灯
71～80	8灯	161～170	17灯	251～260	26灯
81～90	9灯	171～180	18灯	261～270	27灯

※補助限度灯数のうち、新規設置は 2 灯までとします。

前年度末までに防犯灯の LED 化が全て完了した町内会について

限度灯数の $1/2$ （小数点以下は切り上げ）を上限に新規設置を認めます。

【具体例】 管理する防犯灯が 81 灯ある町内会の場合

上の表から、限度灯数は「9 灯」 → 「9 灯」の $1/2 = 4.5$ 灯 → 新規設置は「5 灯」

※災害（落雷、火災、台風等）による故障等の特別な事情により、補助金利用後に、防犯灯を取替または新規に設置する必要が生じた場合は、この限りではありません。

※補助限度灯数は年度により変更する場合があります。

よくある質問（設置費補助金）

Q. 所有が分からない防犯灯が切れて（故障して）いる

当該防犯灯の電気料金を支払っている団体にて対応することが原則となります。まずは各自治会の防犯灯位置図をご確認いただき、それでも所有が分からない場合は、市民安全課で調査をします。

●所有者ごとの防犯灯と照明

市民安全課	自治会区域の境界付近の通学路など、自治会で管理することが難しい防犯灯
道路維持課	市道沿いや高速道路高架下などに設置されている道路照明
国土交通省	国道1号と青島から天間までの国道139号沿いの道路照明
富士土木事務所	今井から錦町までの国道139号、国道469号及び県道沿いの道路照明
会社	社宅などの会社敷地内に設置されている照明



道路照明



防犯灯

Q. 防犯灯を設置して欲しい

防犯灯は各自治会で設置と維持管理を行っていただくことが原則です。

区域の境界付近の通学路に防犯灯を設置する場合など、所管となる自治会を判断することが難しい場合は、受益者負担の原則に基づき、一番利用者が多いと考えられる自治会を交え、十分に協議を行う必要があります。まずは、防犯灯を設置することにより誰が恩恵を受けるのかという視点で、各自治会にてご検討いただき、それでも難しい場合は市へご相談ください。

Q. LED化の進捗が遅れているので、追加で補助金申請したい

初回の設置費補助金申請時にその旨をお知らせください。

予算に余剰が生じる目途が立ちましたら、随時ご案内いたします。（例年11月から12月頃）

Q. 点かなくなったLED器具の取り換えも補助の対象になるか

点かなくなったLED器具は対象になりますが、現在問題なく点灯しているLED器具は対象外です。

一般的に、LED器具の耐用年数は10～15年と言われていますが、LED器具が普及し始めた2009年頃に設置されたものには、故障するものも出てくる可能性があります。

Q. 住民に防犯灯の撤去を求められたがどうしたらよいか

状況により対応はまちまちになりますが、もともと設置されていた防犯灯が撤去されることは、防犯上好ましくないため、付近への移設で対応可能となるか検討してください。

Q. 工事業者を知らないので、教えて欲しい

市が特定の事業者を紹介することは出来ないのですが、静岡県東部電気工事協同組合富士支部（電話：52-2076）へご相談ください。

6. 富士市防犯用街路灯設置基準

(趣旨)

- 1 この基準は、富士市LED防犯灯設置費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けて町内会が新規設置又は取り替えを行う防犯用街路灯（以下「防犯灯」という。）について、効率的な運用を図るため、一般的基準を定めるものである。

(定義)

- 2 防犯灯とは、道路及びその周辺における街頭犯罪等を未然に防止するために、夜間点灯するものである。
補助金対象の防犯灯については、町内会管理による防犯灯であること、防犯を目的としていること、客観的に見て町内会以外の通行人等も利用する防犯灯であるものとする。
よって、商店街の装飾灯、広告灯、観光灯、公園灯、集合住宅の駐車場灯や駐輪場灯、防災倉庫灯、自治会館灯、並びに交通安全施設としての道路照明灯などは補助金対象から除くものとする。

(設置の場所)

- 3 設置をしようとする場所は、不特定多数の市民が往来する道路であって、公道、私道を問わない。また、設置しようとする防犯灯以外の照明が付近に存在せず、夜間の照度が概ね3ルクスに満たない場所であること。

(設置の方法)

- 4 防犯灯の設置方法は次の形式による。
 - (1) 既設柱（電柱又はN T T柱等）に共架して設置する。
 - (2) 共架する柱がない場合は、ポール等を建て設置する。
 - (3) その他、壁、軒下等に架設する方法により設置する。

(設置の高さ)

- 5 防犯灯の設置の高さは、地表上4.5メートル以上とする。
ただし、交通に支障のない場合は、地表上3.0メートル以上とすることができる。
尚、町内（区）会において特別な事情がある場合はこの限りではない。

(防犯灯の種類等)

- 6 設置する防犯灯は、光源に発光ダイオード（LED）を使用した防犯用街路灯とし、防犯灯の直下付近路面において、概ね10ルクス以上の照度が確保できるものとする。

(照射の対象)

- 7 防犯灯の設置場所が歩道、車道の区別がある道路である場合は、その歩道側、車道歩道の区別がない道路である場合は、通常歩行者が利用する路肩付近を照射するものとする。また歩行者用道路である場合は、道路の中央付近を照射の中心とする。

(設置の間隔)

- 8 防犯灯を設置するときは、隣接する防犯灯との間隔を概ね30メートル以上確保するものとし、過度に密集させることがないよう配慮することとする。
ただし、角地などで隣接する防犯灯が見通せない場所にある場合など、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(その他)

- 9 維持管理費補助金申請にかかる防犯灯は、上記設置基準に準ずるものとする。

7. 富士市防犯用街路灯維持管理費補助金申請について

町内会（区）で管理している防犯灯の電気料金に対する補助は次のとおりです。

（令和4年度）

1 灯につき	1, 100円
--------	---------

【補助の対象となるもの】 次の①～③全てが当てはまるものが対象となります。

- ① 富士市防犯用街路灯設置基準に準じた防犯灯
- ② 町内会（区）で所有し、維持管理しているもの
- ③ 令和4年3月分の電気料金集約分内訳表（中部電力管内は領収書）において上記①、②の電気料金の支払が確認できるもの。

※維持管理費補助金の申請については、6月20日号の通知文にて改めてご案内する予定です。

維持管理費の提出必要書類

① 富士市防犯用街路灯維持管理費補助金交付申請書

補助申請額・灯数は受付時に記入するので、記入しないでください。

② 令和4年3月分の「電気料金集約分内訳表」の写し

3月末時点で電気料金を支払っている灯数が確認できるもので、全てのページが必要です。

※ 「電気料金集約分内訳表」（中部電力管内は領収書）とは、東京電力や中部電力から、町内会（区）宛てに送付されている、電気料金の支払いを確認する書類です。

※ 「電気料金集約分内訳表」に記載されていない支払いが生じている防犯灯がある場合は、その分の領収書等も併せて提出してください。

※ 年一括払いをしている場合や、再交付を求める場合は、電力会社へ発行を依頼してください。

東京電力管内：0120－995－902（東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター）

中部電力管内：0570－048－155（中部電力ミライズ(株)料金お問い合わせセンター）

よくある質問（維持管理費補助金）

Q. 集約分内訳表（領収書）が無い・無くした

集約分内訳表・領収書は、契約名義人しか再発行依頼ができないため、下記へ依頼してください。

東京電力管轄：東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター 電話：0120-995-902

中部電力管轄：中部電力ミライズ(株)料金お問い合わせセンター 電話：0570-048-155

※集約分内訳表の再発行は無料ですが、書類の名称が正しく伝わらないと、別の書類で有料になってしまう場合がありますので、ご注意ください。

Q. 集約分内訳表（領収書）はどうして全ページ必要なのか？

全ての照明が防犯灯としての設置基準に達しているかを確認する必要があるためです。また、要綱にも定められているとおり、補助金支出の根拠となる重要な書類となります。

Q. 集約分内訳表の写しをとるのが難しい

集約分内訳表の用紙サイズは独特なため、写しをとるのが難しいですが、70%縮小（A3⇒A4）で写しを取ると、A4サイズの用紙に収まります。

A3サイズ程度の用紙を読み取ることが出来ない場合は、市で写しをとりますので、集約分内訳表の原本（全ページ）を申請時にご持参ください。

Q. 図面の提出は必要か？

要綱に定められているとおり、図面は提出が必要な書類ですが、皆様の負担軽減のため、前回提出時（前年度の設置費補助金申請時）から変更が無い場合は、市で持っている図面の写しを取る形を、変更があった場合は、市で持っている図面に書き加えてもらう形をとっています。

これに依らず、各自治会において最新の図面を保有されている場合は、ご提出をお願いいたします。

Q. 前年度に補助金で取り換えた防犯灯の電気料金が変わっていない

取替や設置工事を行った業者から電力会社へ連絡しなければ、電気料金に反映されません。

電気料金が切り替わっていなくても防犯灯としてはカウントされますので、補助を受けることができますが、電気料金が大幅に安くなるため、工事を請け負った業者から電力会社へ連絡してもらうようにしてください。

各種申請書の入手方法

富士市庁舎3階北側の市民安全課、または各地区まちづくりセンターで入手できるほか、富士市ウェブサイトから書式をダウンロードすることができます。

リンク先 [富士市トップページ](#) → [防災・安全安心](#) → [防犯](#) → [防犯灯の補助金について](#)

お問い合わせ

富士市 市民安全課 防犯交通安全担当（富士市庁舎3階北側）

電話：55-2831 / ファクス：51-0367